

いて、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

ニ 測定結果等の記録

事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- [1] 測定日時
- [2] 測定方法
- [3] 測定箇所
- [4] 測定条件
- [5] 測定結果
- [6] 評価日時
- [7] 評価箇所
- [8] 評価結果
- [9] 測定及び評価を実施した者の氏名
- [10] 測定及び評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

(2) 屋内作業場以外の作業場

イ 測定

(イ) 事業者は、別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場以外の作業場については、音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行うこと。

(ロ) 測定は、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合に、その都度行うこと。

ロ 測定結果に基づく措置

事業者は、測定結果に基づき、次の措置を講ずること。

(イ) 85dB (A) 以上 90dB (A) 未満の場合

騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。

(ロ) 90dB (A) 以上の場合

騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

6 健康管理

(1) 健康診断

イ 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- [1] 既往歴の調査
- [2] 業務歴の調査
- [3] 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- [4] オーディオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000 ヘルツにおける聴力の